

東大和市子ども・子育て支援法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行に関し、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の例による。

(就労時間の下限)

第3条 府令第1条第1号に規定する市が定める時間は、48時間とする。

(保育必要量の認定)

第4条 東大和市は、府令第4条の規定に基づき、小学校就学前子どもの保護者（以下「保護者」という。）について保育必要量の認定を行う場合は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める保育必要量の認定を行うものとする。

（1）府令第1条第1号又は第7号に掲げる事由 次に掲げる場合に応じて定める保育必要量の認定

ア 1月において120時間以上就労し、就学し、又は職業訓練を受講することを常態とするとき 保育標準時間認定（1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育の利用の認定をいう。以下同じ。）

イ 1月において48時間以上120時間未満就労し、就学し、又は職業訓練を受講することを常態とするとき 保育短時間認定（1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育の利用の認定をいう。以下同じ。）

（2）府令第1条第2号、第5号又は第8号に掲げる事由 保育標準時間認定

（3）府令第1条第6号又は第9号に掲げる事由 保育短時間認定

（4）府令第1条第3号、第4号又は第10号に掲げる事由 保育標準時間認定又は保育短時間認定のうち当該事由の状況を勘案して市長が認定するもの

2 保護者が前項第1号ア又は同項第4号に掲げる事由に該当する場合で当該保護者が保育短時間認定を希望するときの保育必要量の認定については、同項第1号ア又は同項第4号の規定にかかわらず、保育短時間認定とすることができます。

(府令第8条第4号ロに規定する市が定める期間)

第5条 府令第8条第4号ロに規定する市が定める期間は、60日とする。

(施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の基準)

第6条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに掲げる政令で定める額を限度として市が定める額は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、別

表第1及び別表第2に定める小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分に応じ、当該各表に定める基準により算定した額（以下「利用者負担額」という。）とする。

- 2 法第28条第2項第1号及び第30条第2項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から政令で定める額を限度として市が定める額を控除して得た額を基準として市が定める額は、当該内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から利用者負担額を控除して得た額とする。

（施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の申請）

第7条 施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費（次項において「施設型給付費等」という。）の支給を受けようとする支給認定保護者は、支給申請書に特定教育・保育等提供証明書（特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が特定教育・保育等（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育をいう。以下この項において同じ。）を提供したことを証明する書類であつて、その提供した特定教育・保育等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したもの）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は第29条第5項（第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により前項の支給認定保護者に係る施設型給付費等が特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に支払われるときは、同項の規定は、適用しない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、支給決定通知書又は不支給決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な様式その他の事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（保育必要量の認定に関する経過措置）
- 2 第4条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続いて子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条の規定による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項本文の規定により保育所において保育を受けている児童に係る保育必要量の認定については、当該保護者が希望した場合は、保育標準時間認定とすることができる。

（施設型給付費等の支給の基準に関する経過措置）

- 3 法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)に掲げる政令で定める額を限度として市が定める額は、利用者負担額（別表第1に係る部分に限る。次項において同じ。）とする。
- 4 法附則第9条第1項第2号イ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額から政令で定める額を限度として市が定める額を控除して得た額を基準として市が定める額は、当該内閣総理大臣が定める基準により算定した額から利用者負担額を控除して得た額とする。
- 5 法附則第9条第1項第1号ロ、第2号イ(2)及びロ(2)並びに第3号イ(2)に掲げる地域の実情等を参酌して市が定める額は、市長が別に定める。

別表第1（第6条関係）

法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとの利用者負担額

各月初日において教育を受ける小学校就学前子どもとの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）
階層区分	定義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0
B	A階層を除き当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額の算定については、前年度分とする。以下この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯及び子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第4号に規定する養育里親等で現に教育を受ける小学校就学前子どもを扶養しているものの世帯	3,000
C	A階層を除き当該年度	11,000
D 1	分の市町村民税所得割	14,000
D 2	課税世帯であって、その市町村民税所得割課税額が次の区分に該当するもの	16,000
D 3	77,101円以上84,601円未満	16,500
D 4	84,601円以上120,701円未満	19,000
D 5	120,701円以上211,201円未満	20,500
D 6	211,201円以上285,601円未満	24,700
D 7	285,601円以上	25,700

備考

1 世帯の階層区分は、小学校就学前子どもと同一世帯に属し、かつ、生計を一にしている保護者等の課税額の合計額をもって認定する。た

だし、祖父母同居世帯において、当該世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合（父母に当該年度分の市町村民税が課税されている場合をいう。）は、祖父母の課税額は、合算しないものとする。

2 小学校就学前子どもの属する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合は、B階層の項中「3, 000」とあるのは「0」と、D2階層の項中「16, 000」とあるのは「15, 000」とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定める配偶者がない女子又は配偶者のない男子で、現に小学校就学前子どもを扶養しているものの世帯であるとき。

(2) 次のいずれかに該当する者が属する世帯であるとき。

ア 生活保護法に定める要保護者（以下この号において「要保護者」という。）

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

ウ 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民生局長通知42民児精発第58号）に定める愛の手帳の交付を受けた者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象となる者

カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める障害基礎年金等の受給者その他適当な者

キ その他市長が要保護者に困窮していると認める者

3 同一世帯に2人以上の小学校就学前子ども又は小学校若しくは特別支援学校小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども（以下これらを「小学校第3学年修了前子ども」という。）がいる場合で次の各号のいずれかに掲げる要件に該当するときの利用者負担額は、下表によつて得られた額とする。

(1) 小学校就学前子どもすべてが幼稚園又は認定子ども園（教育部分に限る。）における教育（以下この項において「幼稚園等の教育」という。）を受けているとき。

(2) 幼稚園等の教育を受けている小学校就学前子どもが次のいずれかの施設に入園又は入所しているとき。

ア 保育所

イ 認定こども園（保育部分に限る。）

ウ 地域型保育事業

工 特別支援学校幼稚部
才 情緒障害児短期治療施設通所部

(3) 幼稚園等の教育を受けている小学校就学前子ども以外の小学校就学前子どもが児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用しているとき。

利用者負担額
1人目(小学校第3学年修了前子どもたち年齢が1番目に高い小学校就学前子どもをいう。)
2人目(小学校第3学年修了前子どもたち年齢が2番目に高い小学校就学前子どもをいう。)
3人目以降(小学校第3学年修了前子どもたち年齢が2番目に高い小学校第3学年修了前子どもよりも低い小学校就学前子どもをいう。)

- 4 市町村民税所得割課税額とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定を適用しない額とする。

別表第2（第6条関係）

法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども利用者負担額

各月初日において保育を受ける小学校就学前子ども属する世帯 の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層 区分	定 義	3歳未満児の場合		3歳以上児の場合	
		保育標準時間 認定	保育短時間 認定	保育標準時間 認定	保育短時間 認定
A	生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び児童福祉法第6条の4第1項に定める里親で現に保育を受ける小学校就学前子どもを扶養しているものの世帯	0	0	0	0
B	A階層を除き当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額の算定については、前年度分とする。以下この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C 1	A階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税課税額が均等割額のみのもの（所得割額のない世帯）	3, 680	3, 610	2, 180	2, 140
C 2	A階層を除き当該年度分の市町村民	4, 660	4, 580	3, 850	3, 780
D 1	58, 200円以上84, 600円未満	7, 550	7, 420	6, 530	6, 410
D 2	84, 600円以上120, 700円未満	12, 080	11, 870	10, 020	9, 840
D 3	であつて、その市	19, 740	19, 400	13, 140	12, 910

D 4	町村民税所得割課 1 2 0, 7 0 0 円以上1 5 6, 6 0 0 円未満	2 6, 0 1 0	2 5, 5 6 0	1 5, 1 3 0	1 4, 8 7 0
D 5	税額が次の区分に 該当するもの 1 5 6, 6 0 0 円以上1 7 4, 9 0 0 円未満	3 1, 5 9 0	3 1, 0 5 0	1 7, 1 8 0	1 6, 8 8 0
D 6	1 7 4, 9 0 0 円以上2 1 0, 9 0 0 円未満	3 4, 7 6 0	3 4, 1 6 0	1 7, 9 0 0	1 7, 6 8 0
D 7	2 1 0, 9 0 0 円以上2 4 6, 7 0 0 円未満	4 0, 9 9 0	4 0, 2 9 0	2 0, 0 2 0	1 9, 6 7 0
D 8	2 4 6, 7 0 0 円以上2 8 5, 6 0 0 円未満	4 5, 6 3 0	4 4, 8 5 0	2 1, 9 6 0	2 1, 5 8 0
D 9	2 8 5, 6 0 0 円以上3 1 5, 6 0 0 円未満	4 7, 8 4 0	4 7, 0 2 0	2 2, 9 8 0	2 2, 5 8 0
D 1 0	3 1 5, 6 0 0 円以上3 7 5, 7 0 0 円未満	5 2, 4 7 0	5 1, 5 7 0	2 5, 3 5 0	2 4, 9 1 0
D 1 1	3 7 5, 7 0 0 円以上	5 5, 1 0 0	5 4, 1 6 0	2 6, 7 8 0	2 6, 3 2 0

備考

1 世帯の階層区分は、小学校就学前子どもと同一世帯に属し、かつ、生計を一にしている保護者等の課税額の合計額をもって認定する。ただし、祖父母同居世帯において、当該世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合（父母に当該年度分の市町村民税が課税されている場合をいう。）は、祖父母の課税額は、合算しないものとする。

2 保育を受けれる小学校就学前子どもについて3歳未満児又は3歳以上児を識別する際の年齢の計算は、保育を受ける年度の初日の前日を基準日として行うものとし、当該小学校就学前子どもがいる場合は、その年度中に限り、変更しないものとする。

3 同一世帯に2人以上の小学校就学前子どもがいる場合で次の各号のいづれかに掲げる要件に該当するときの利用者負担額は、下表によつて得られた額とする。

(1) 小学校就学前子どもすべてが保育所、認定子ども園（保育部分に限る。）又は地域型保育事業所における保育（以下この項において「保育所等の保育」という。）を受けているとき。

(2) 保育所等の保育を受けている小学校就学前子どもが次のいづれかの施設に入園又は入所しているとき。

ア 幼稚園

イ 認定こども園（教育部分に限る。）

ウ 特別支援学校幼稚部

エ 情緒障害児短期治療施設通所部

(3)保育所等の保育を受けている小学校就学前子ども以外の小学校就学前子どもが児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用しているとき。

1人目（年齢が1番目に高い小学校就学前子どもをいう。）	利用者負担額	利用者負担額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）
2人目（年齢が2番目に高い小学校就学前子どもをいう。）		
3人目以降（年齢が2人目の小学校就学前子どもより低い小学校就学前子どもをいう。）	無料	

4 市町村民税課税額及び市町村民税所得割課税額とは、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定を適用しない額とする。